

令和５年度 第２回大和市環境審議会(書面開催)

- I. 開催日時 令和５年９月４日(月)
- II. 開催場所 書面による開催
- III. 参加状況 委員：１２人
池田 勝彦委員（会長）、南條 隆委員（職務代理）、石井 敏英委員、
小川 道子委員、内山 和子委員、坂本 勇二委員、高橋 一雄委員、
羽染 久委員、服部 健太郎委員、馬場 智志委員、前 美詩委員、南 真美委員
事務局：環境施設農政部長ほか９人

IV. 公開・非公開の状況：■公開 □非公開 □一部非公開

V. 審議または検討の経過および結果

- 議 題 １、引地台温水プール施設の開閉時間について
・大和市都市公園条例の一部改正について
２、大和市柳橋ふれあいプラザ施設の開閉時間について
・大和市柳橋ふれあいプラザ浴室の利用制限解除について

資 料

【資料１】「大和市都市公園条例の一部改正について

【資料２】大和市柳橋ふれあいプラザ浴室の利用制限解除について

【その他】意見・質問票

VI. 質問及び回答

１、引地台温水プール施設の開閉時間について（担当課：みどり公園課）

No.	意見・質問	回答
①	１８：００～２０：００の間の利用者が多く、延長希望が多いのであれば条例の一部改正に賛成いたします。 但し、その間の監視体制を怠ることなく利用者の安心安全を確保していただくよう要望します。	新型コロナウイルス感染症対策のため、令和４年度から当分の間、プールの供用時間を２時間短縮し、暫定的に閉館時間を１８時００分としました。短縮する原因となりました新型コロナウイルス感染症対策につきましては、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、市民の方々の自主的な取組みを基本とした対応に転換されました。 このことから、プールの供用時間を制限する必要性はなくなったと考えられるため、短縮した供用時間を従前に戻すことといたしました。その際には、従前と同様に利用者の安心安全を確保できる監視体制等を整えます。 また、施設管理者が行う新型コロナウイルス等感染症の対策につきましては、引き続き適切に対応していきます。

②	施設の利用にあたり、事前の自主検温や体調管理の文言の掲示をしたらどうでしょうか。	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「5類感染症」に移行したことにより、新型コロナウイルス感染症対策については、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、市民の方々の自主的な取り組みを基本とした対応に転換されました。 このことから、事前の自主検温等を促したり、勧めたりすることは難しいと考えております。 しかしながら現在は、引地台温水プールの出入口に検温器と手指衛生のための消毒液を設置しておりますので、使用したい方は自主的に使用することができる状況になっております。 また、施設管理者といたしましては、館内の換気や消毒等について引き続き行っています。
③	近い将来には、コロナ以前の営業時間に戻すべきでは。	令和6年4月1日からコロナ禍以前の営業時間に戻す予定です。コロナ禍以前の営業時間は次のとおりです。 1/4～12/28 は、10時00分～20時00分 ※夏季を除く ※7/20～8/31(夏季)は、9時30分～20時00分
④	提案の10時～20時は、コロナ前の営業時間でしょうか。同じであれば良いのでは。	10時00分～20時00分は、コロナ禍前の1/4から12/28(夏季を除く)までの営業時間です。

2、大和市柳橋ふれあいプラザ浴室の利用制限解除について（担当課：施設課）

No.	意見・質問	回答
⑤	コロナの感染状況をふまえ、昼1時間の拡大は問題ないと考えます。但し、依然終息しておらず、感染防止対策の継続はよろしくをお願いします。	昼1時間の拡大にあたっては、新たな感染症に対する対策として次のように考えています。 ・現在、浴室の水質管理のために1日3回の残留塩素濃度の検査を実施しています。今後も継続してまいります。 ・現在、浴室を含む施設内での事故防止及び衛生管理等を目的に職員による見回りを行っています。今後も継続することとし、この時間を利用して換気や清掃を実施します。 ・現在実施している「50分入浴」と「人数制限

		10人まで」を継続し、浴室内での混雑が発生しないよう努めます。
⑥	施設の利用にあたり、事前の自主検温や体調管理の文言の掲示をしたらどうでしょうか。	今回のご意見の内容を指定管理者に伝え、体温計・手指消毒の装置の設置と施設内掲示の改善を、令和5年9月14日に行いました。 掲示物の文言につきましては、検温等を義務付けるものではありませんが、健康で安心して施設を利用していただけよう、体調に不安があったり、微熱を感じたりした時にご利用くださいといった内容となっております。 なお、体温計・手指消毒の装置は、館内出入口付近の2か所に設置し、装置のそばと浴室の入口手前に掲示を行いました。
⑦	浴室の利用開始は高齢者の孤立を防ぐためにもとても重要なことであると思います。また、感染症対策の継続も高齢の方の利用が多いことから、とても大切なことであると思います。そのため、清掃及び換気については、時間を短縮する形でも良いので継続した方が良いのかなと思います。一旦は制限なしの供用としても良いのかもしれませんが、感染状況を見極めながら清掃及び換気を取り入れた方が安心かと思います。 新型コロナウイルス感染症に限らず、インフルエンザ等、高齢の方が罹ると大変な感染症は身近にあるため、職員の方にはご負担をおかけすることになるかと思いますが、感染拡大期には清掃及び換気を取り入れるよう柔軟な対応ができると安心かと思います。	現在、浴室の水質管理のために1日3回の残留塩素濃度の検査を行っております。 また、浴室を含む施設内での事故防止および衛生管理等を目的に職員による見回りを行っております。このような時間を利用して、換気や清掃を実施したいと考えております。 さらに、コロナ禍から行っている「50分入浴」と「人数制限10人まで」は、インフルエンザや新たな感染症等に対しても有効であると考えられることから継続することとし、浴室利用者の安全確保に努めてまいります。
⑧	近い将来には、コロナ以前の営業時間にもどすべきでは。	高齢者利用が非常に多い入浴施設であることから、令和5年度は昼1時間（12時30分から13時30分）の利用制限を継続しておりますが、令和6年4月1日以降は利用制限を解除し、コロナ以前の営業時間である10時00分から16時00分までに戻して営業します。

⑨	提案の１０時～１６時はコロナ前よりも短い気がします。コロナもまだ完全に消滅していないですが、Ｒ６.４.１には、解決するかもしれないので、もう少し営業時間を長くしてもよいのでは。予算の問題ですか。	柳橋ふれあいプラザの浴室は、公衆浴場法の規定に基づき営業する施設であり、営業時間については神奈川県公衆浴場業環境衛生同業組合大和支部との協議によって決められた時間となっています。
⑩	開閉時間については、提案通りでよいと考えます。 別件になるのですが、人数制限も必要ないと思います。５類に戻ったのに、なぜなのか疑問です。インフルエンザと同様に考え、もし感染が急拡大するなどした場合に、緊急対応すればよいと思います。 公共機関が率先して制限を外していくことが、むやみに不安を大きくさせない社会を目指す上で、重要であると思います。	以前、人数や時間に制限がなかった頃、浴室内でのトラブルが多く発生していました。トラブルの内容は、「シャワーの奪い合い」、「カランの独占」、「他人のシャワーをかけられた」など様々ですが、職員が苦勞している時期がありました。 新型コロナウイルス感染症拡大以降は、「人数は１０人まで」、「時間は５０分以内」ということでご利用いただいておりますが、上記のようなトラブルが発生しなくなりました。また、利用される皆さまにも無理なく受け入れられているようです。 このような状況を考え合わせますと、利用者の皆さまが安全で快適に浴室利用するためには、ある程度の制限は必要であると考えています。この二つの制限については、インフルエンザや新たな感染症等に対する対策としても有効であると考えられることから、今後も継続することとし、浴室利用者の安全確保に努めてまいります。